

告 示

埼玉県告示第八十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により鶴ヶ島市から坂戸都市計画事業若葉駅西口土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕